

福井県「デジタル地域通貨」導入事業 プロポーザル実施要領

1 趣旨

用途の制限（使用店舗、使用期限など）が可能で、個人を特定した柔軟なポイントの付与等ができる「デジタル地域通貨」を導入することで、給付金支給等における「行政事務の迅速化・費用削減」の推進に加え、「域内経済活性化」「県民の行動変容」「地域コミュニティ活性化」を促進する。当該サービスの提供事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

2 事業概要

(1) 事業名

福井県「デジタル地域通貨」導入事業

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 事業内容

「福井県「デジタル地域通貨」導入事業プロポーザル要求仕様書」のとおり

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、一の個人もしくは法人または共同企業体であって、それぞれ福井県「デジタル地域通貨」導入事業の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、5に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受け、県の認定を受けた者とする。

(1) 個人または法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ウ 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- オ 地方自治体におけるデジタル地域通貨を活用した事業を請け負った実績を有する者であること。
- カ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
 - （ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 共同企業体

ア (1) のアからエまでおよびカに掲げる要件の全てを満たす個人または法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者(以下「構成員」という。)で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称および所在地

(エ) 代表構成員の名称および権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 事業期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 事業期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の構成員が(1)オに掲げる要件を満たすこと。

ウ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

エ 全ての構成員が、本県提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 2案以上の企画提案をした場合

- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 提出書類

(1) 受審資格認定申請に関する資料

- ア 受審資格認定申請書等（様式1～2、4）
- イ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの）
 - ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）
 - ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（税務署）
- ウ 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規程第11号）第146条の規定による競争入札参加資格を有していない者にあつては、
 - ・登記事項証明書（写し）【法人の場合】
 - 法務局が発行する履歴事項全部証明書、発行日が3か月以内のもの
 - ・経歴書【法人の場合】
 - 登記事項証明書に記載の役員等の経歴書
 - ・身分証明書（写し）【個人の場合】
 - 市町村が交付する破産者等でない旨の証明書、発行日が3か月以内のもの
 - ・登記されていないことの証明書（写し）【個人の場合】
 - 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書、発行日から3か月以内のもの
 - ・財務諸表
 - 直前決算のもの、貸借対照表および損益計算書
 - ただし、初回決算期が未到達の企業においては、直近時点の試算表を提出すること。

(2) 企画提案に関する資料

- ア 企画提案書
 - 電子データ（PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの）

6 提出方法等

(1) 提出方法

福井県電子申請システムにて提出すること。

受審資格認定申請書等受付用電子申請システム URL

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=YpBCI7RM>

企画提案書提出用電子申請システム URL

<https://88f08fa2.form.kintoneapp.com/public/480db147fe3dc8b3bb48d5c5eebb6028f9041b1>

[bdd65130ce23d7a313f325a14](#)

受審資格認定申請書（様式1）については、代表者の電子署名を付した PDF ファイルとして提出すること。

(2) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料 令和5年2月20日（月）17時まで（必着）

企画提案に関する資料 令和5年3月20日（月）12時まで（必着）

※提出期限後における資料の追加および変更は認めない。

(3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部DX推進課

電話 0776-20-0258

電子メール dx-suishin@pref.fukui.lg.jp

7 プロポーザル要求仕様書の交付

プロポーザル要求仕様書のうち、「4 令和5年度デジタル地域通貨活用予定事業」については、事業内容を現在検討中であり、未確定要素が多く含まれることから、プロポーザルに参加する意思のある者のみに交付する。

(1) 交付を希望する者は、「プロポーザル要求仕様書交付申請書」（様式5）を、代表者の電子署名付き PDF ファイルで作成し、6（3）あてに電子メールで提出すること。

(2) 申請のあった者に対し、電子メールにて送付する。

(3) 申請期限は、令和5年2月20日（月）17時までとする。

8 質問の受付および回答

(1) 本事業に関する質問事項については、令和5年3月10日（金）12時までに、6（3）あてに電子メールで文書（様式3）を提出すること。

(2) 質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

9 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和5年2月27日（月）までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知する。

10 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

(1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。

(2) 契約先候補者選定にあたり、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは令和5年3月27日（月）頃を予定している。

プレゼンテーションの開催通知等については、企画提案書を提出した者に、書面で通知する。

- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

1 1 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

1 2 契約上限金額

令和5年度事業は、289,249,202円(税込)を上限とする。

(備考)

チャージ手数料、精算振込手数料、プレミアム原資は含まない。

※本プロポーザルに基づく契約については、令和4年度2月補正予算が成立し、配当を受けた後、執行するものであり、原則として予算の範囲内において、提示された見積金額で契約を行う。予算が成立しない場合、県は契約を締結しないものとする。このことにより参加者に損失が生じた場合も、県は損害賠償の責を負わないものとする。

1 3 問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部DX推進課

担当 吉田

TEL : 0776-20-0258

E-mail : dx-suishin@pref.fukui.lg.jp